

## 1. 計画の背景

本市の小中学校の施設（以下「学校施設」という。）の多くは、昭和 40(1965)年代後半から 50(1975)年代の児童生徒が急増した時期に建設されました。小中学校全 15 校のうち築 40 年以上の学校施設が 5 割を占め、経年による老朽化が進んでいます。これらは、今後一斉に改築時期を迎えるため、財政面に大きな負担がかかることが考えられ、学校施設の老朽化対策が重要な課題となっています。

一方で、学校施設は児童生徒が学び生活する場や、地域住民の生涯学習などの活動の場としてだけでなく、災害時の避難所としての役割も果たすなど、多様化するニーズへの対応もまた今後の課題となっています。

本市では、これまで児童生徒や地域住民が安心して学校施設を使用できるよう、耐震補強工事や非構造部材の耐震対策を行い、学校施設の安全対策を進めてきました。また、児童生徒が快適に学校生活を送れるよう、普通教室へのエアコン設置やトイレ改修を行い、令和 5(2023)年度までに小・中学校全 15 校の屋内運動場にエアコンを設置するなど、学校施設の整備充実に努めてきました。

また、学校施設の改築周期の延長を視野に、学校施設の長寿命化を図って施設整備のコストを総合的に抑制しつつ、安全・安心で持続的な教育環境を確保していくことを目的に、令和 2(2020)年 3 月「朝霞市学校施設長寿命化基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

上記の「基本方針」を踏まえて、中長期的な改築・改修等の施設整備や維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を実現しつつ、学校施設に求められる機能を確保するため朝霞市の学校施設の老朽化等の状況を把握し、学校施設の役割等を考慮した上で、具体的な実施方針・計画として「朝霞市学校施設長寿命化計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2. 本計画の位置付け

国は、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、今後急速に老朽化することが予想されるインフラを対象に、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性を示しました。さらに、令和 3(2021)年 6 月にこれまでの取組状況等を踏まえ、「持続可能なインフラメンテナンス」の実現に向け、今後、推進していくべき取組等をまとめた、第2次の「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定しています。

また、文部科学省は、平成 27(2015)年 3 月に所管施設等の維持管理を着実に推進するための中長期的な取組の方向性について、「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、その後、これまでの取組の進捗状況や情報・知見の蓄積状況等を踏まえ、令和 3(2021)年 3 月に計画の改訂を行いました。

各地方公共団体でも、インフラ長寿命化基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(公共施設等総合管理計画)」を策定するとともに、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、長寿命化計画(個別施設計画)を策定することが求められました。

本市では、平成 28(2016)年 3 月に、公共施設の維持管理に関する基本的な考え方を示した「朝霞市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定し、令和 7(2025)年8月に建物系公共施設の個別具体的な維持管理に関する計画「朝霞市建物系公共施設等マネジメント実施計画(第2期)」を策定しました。

教育委員会では、令和 2(2020)年 3 月に策定した基本方針に基づき、学校施設の改修及び維持管理を行ってきましたが、社会動向や財政運営状況等を踏まえた上で、学校施設の改修・改築(以下「改修等」という。)に関する基本方針及び今後の実施計画等を示すため、本計画を策定し、学校施設の整備に取り組みます。

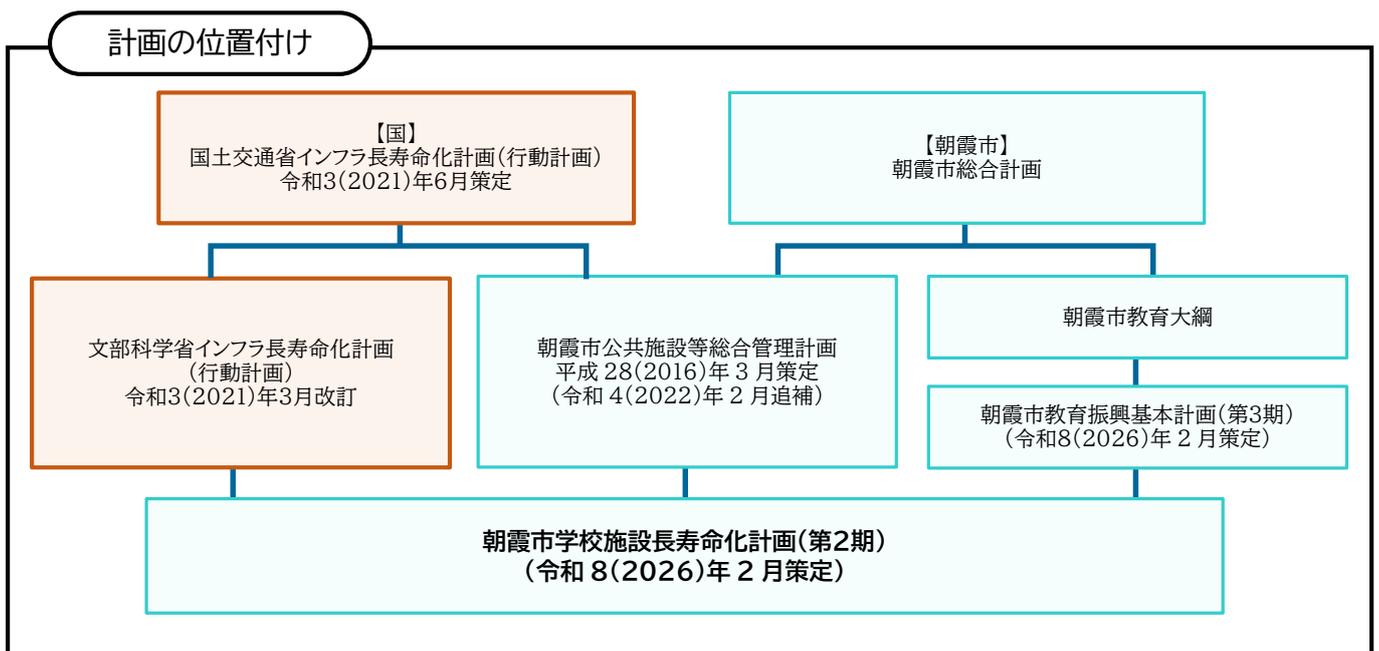


図 1-1 長寿命化計画の位置づけ

### 3. 本計画の構成と内容

令和2(2020)年3月に策定した基本方針では、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引及び同解説書」に基づき、学校施設の構造躯体の強度及び構造躯体以外の劣化状況の調査を行っており、本計画はその後から令和6(2024)年度までの修繕履歴をもとに時点修正を加えた結果を踏まえ、各学校の改修等の優先順位や長寿命化を見据えた改修計画の検討及びコスト試算を行います。

また、安全・安心で快適な教育環境の整備充実を図り、地域とともにある学校づくりを進めるため、改修・改築時にどのような施設整備を行うかを検討します。

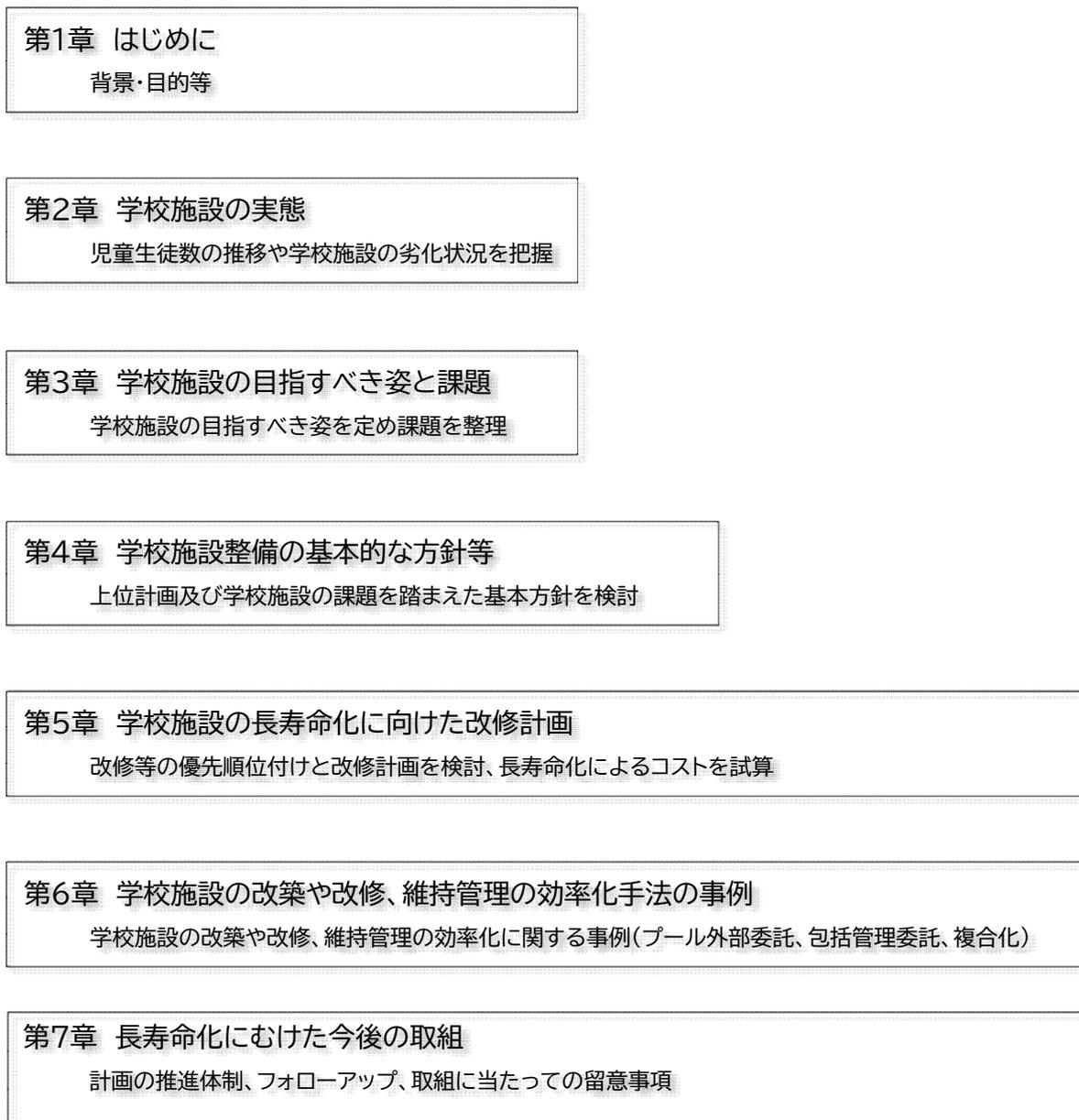


図 1-2 本計画の構成

## 4. 本計画の期間

本計画の計画期間は、総合管理計画の計画期間に合わせて令和 47(2065)年度までとし、その間の社会状況の変化等を受けて見直しを行うため、全 5 期の計画としています。

今回は、本計画の第2期の計画として、令和 8(2026)年度～令和 17(2035)年度の 10 年間の計画とします。

### 本計画の期間

第1期(5年間)	令和 3(2021)年度 ~ 令和 7(2025)年度
第2期(10年間)	令和 8(2026)年度 ~ 令和 17(2035)年度
第3期(10年間)	令和18(2036)年度 ~ 令和 27(2045)年度
第4期(10年間)	令和28(2046)年度 ~ 令和 37(2055)年度
第5期(10年間)	令和38(2056)年度 ~ 令和 47(2065)年度

## 5. 対象施設

本計画で対象とする学校施設は、校舎、屋内運動場(体育館、武道場)及びプール施設とします。

また、第四小学校、第五小学校及び第八小学校の自校給食施設(給食調理設備を除く)、第四小学校、第五小学校及び第十小学校の校舎内にある放課後児童クラブ、第四小学校の防災倉庫は、校舎と一体の改修等が想定されるため、本計画の対象施設とします。

改築時においては、単独で現存する放課後児童クラブや給食施設等についても、その時点での児童数や社会情勢を踏まえ、実施計画時に改築対象(一体化も含む)とするかについて検討します。

なお、屋外トイレは対象外としますが、バリアフリー化や避難所としての施設整備の観点から、校舎や体育館の改修等に合わせて整備の検討を行います。

## ■対象となる学校施設

学校名	所在地	対象施設	備考
朝霞第一小学校	朝霞市膝折町 4-11-7	校舎・体育館・プール	
朝霞第二小学校	朝霞市岡 3-16-13	校舎・体育館・プール	
朝霞第三小学校	朝霞市大字浜崎 230	校舎・体育館・プール	
朝霞第四小学校	朝霞市幸町 1-6-9	校舎・体育館・プール・自校給食施設・ 放課後児童クラブ・防災倉庫	プールは体育館屋上 自校給食施設、放課後児童クラブ、 防災倉庫は校舎内、
朝霞第五小学校	朝霞市泉水 3-16-1	校舎・体育館・プール・自校給食施設・ 放課後児童クラブ	プールは体育館屋上 自校給食施設、放課後児童クラブは 校舎内
朝霞第六小学校	朝霞市本町 1-25-1	校舎・体育館・プール	
朝霞第七小学校	朝霞市北原 2-6-1	校舎・体育館・プール	
朝霞第八小学校	朝霞市栄町 5-1-41	校舎・体育館・プール・ 自校給食施設	自校給食施設は校舎内
朝霞第九小学校	朝霞市大字台 295	校舎・体育館・プール	
朝霞第十小学校	朝霞市大字溝沼 828-1	校舎・体育館・プール・ 放課後児童クラブ	放課後児童クラブは校舎内
朝霞第一中学校	朝霞市大字膝折 2-31	校舎・体育館・武道館・プール	プールは校舎屋上
朝霞第二中学校	朝霞市大字岡 199	校舎・体育館・武道館・プール	
朝霞第三中学校	朝霞市大字溝沼 1043-1	校舎・体育館・武道館・プール	
朝霞第四中学校	朝霞市栄町 5-1-60	校舎・体育館・プール	
朝霞第五中学校	朝霞市大字宮戸 1580	校舎・体育館・プール	

表 1-1 対象施設一覧



図 1-3 小・中学校配置図